

武雄市地域福祉計画



令和2年4月

武雄市

武雄市地域福祉計画 目次

第1章	計画策定にあたって	
1	背景	・・・P.1
2	策定の目的	
3	取組の期間	・・・P.2
4	計画の位置づけ	
第2章	武雄市の現状・今後の課題等	
1	地域福祉の身近な課題	・・・P.4
2	様々な福祉の課題	・・・P.5
3	安全安心な暮らしの課題	・・・P.9
第3章	計画の基本理念・目標・体系	
1	基本理念	・・・P.10
2	基本目標	
3	計画の体系	・・・P.11
	(1) 地域福祉を支えるネットワークづくり	
	(2) 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの提供の仕組みづくり	
	(3) 安全・安心に暮らせるまちづくり	・・・P.12
第4章	具体的な施策	
1	地域福祉を支えるネットワークづくり	・・・P.13
2	住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり	・・・P.15
3	安全・安心に暮らせるまちづくり	・・・P.21
第5章	各福祉分野の重点事項	・・・P.23
第6章	計画の推進方法	・・・P.24

第1章 計画策定にあたって

1 背景

少子高齢・人口減少、家族形態の変化などにより住民のみなさまの意識や価値観が多様化しています。青少年層や中年層においては、生活不安とストレスが増大し、自殺や虐待、ひきこもりなどが社会問題となっています。

また、認知症高齢者の増加や孤立死・8050問題・ダブルケアの課題・地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えつつあります。

また、大規模災害が頻発する中で地域コミュニティの必要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく安心して充実した生活が送れるよう、地域の人々が手を携えて共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備など地域福祉の推進に努める必要があります。

具体的には、地域福祉の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが社会福祉法の改正で明記されました。

また、そのために

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制
- ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が務めることと規定されました。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

2 策定の目的

地域では、いろいろな方々が住民の福祉の向上に努められています。その地域と行政との連携を図り、方向性を同じにすることが、地域福祉の向上のより一層の推進につながるものと考えます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域における福祉課題を地域で解決していく総合的な仕組みづくりとして作成します。高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。それらの計画との整合性を図り、地域福祉の視点から住民のみならずさまざまな関係機関などを「つなげていく」ことを目的とします。

「地域福祉とは」

健やかに楽しく生活することは、住民の誰もが願っていることです。福祉に問題を抱えた人を社会福祉施設だけで受け止めるという考え方ではなく、地域住民や福祉関係者などが協力してその問題を解決しながら、住み慣れた地域や家で生活が送れるようにするという考え方です。

3 取組みの期間

地域福祉の推進は、中長期的な視点から継続して取り組んでいく必要があります。前計画が平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）で期間満了したため、この計画期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2025年度）の5年間とします。

4 計画の位置づけ

この計画は市民の福祉増進のため、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として武雄市が策定する行政計画です。

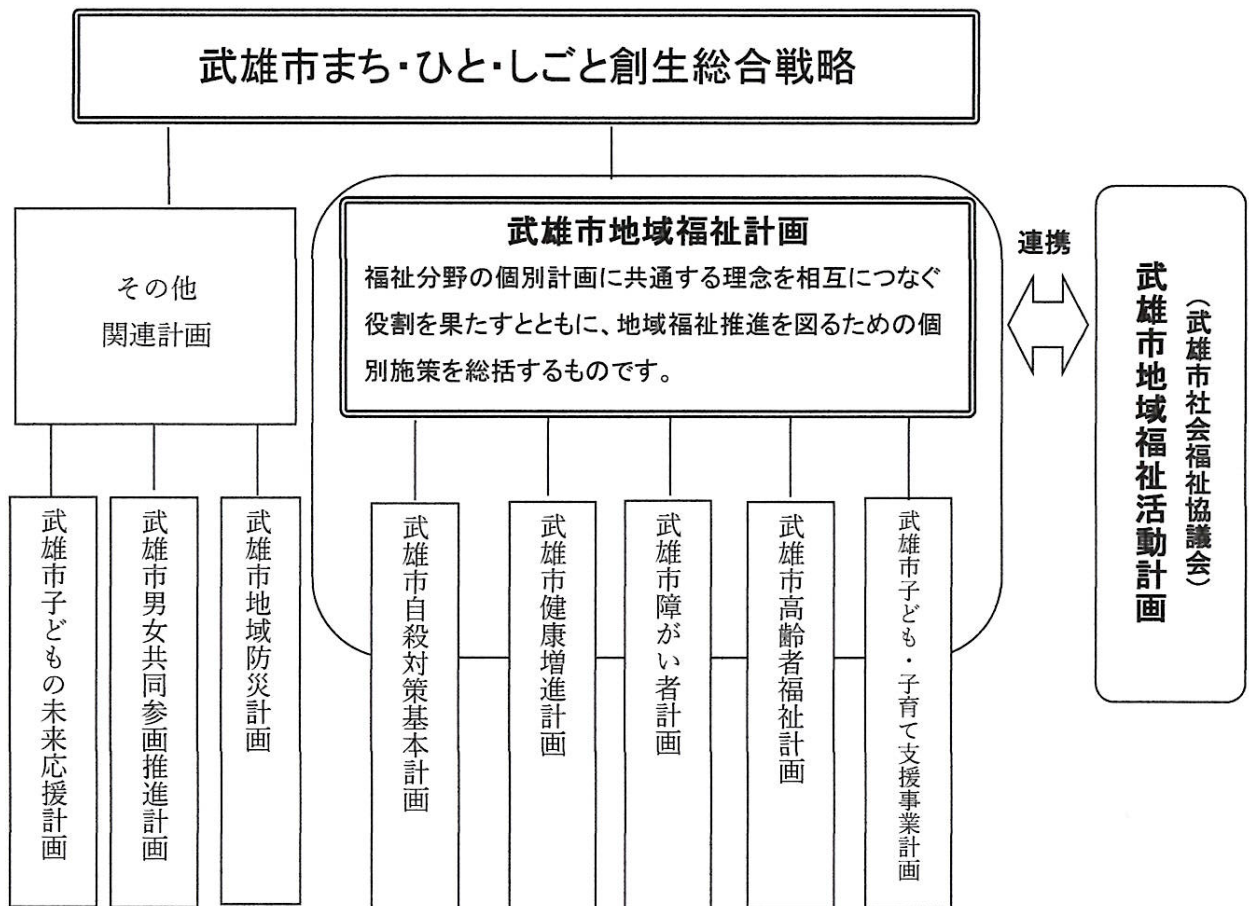
社会福祉法 （抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条（第106条の3・包括的な支援体制の整備）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

この計画は「第2期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に、各福祉分野に関する計画の上位計画と位置付けます。また、武雄市地域福祉活動計画とも相互連携を図ります。



第2章 武雄市の現状・今後の課題等

1 地域福祉の身近な課題

(1) 生活課題の多様化・複雑化

少子高齢化や核家族化が進み、高齢者のひとり暮らし、孤立死、子育て家庭の孤立などが増加しています。それから生じる不安感や精神的な負担感などを背景とする高齢者虐待や児童虐待、また、判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者の悪質商法の被害など、生活課題は多様化・複雑化しています。

(2) 複合的なケースの増加

暮らしのなかで複数の問題を抱え、福祉制度の狭間や複合的な問題で悩む人も多くいます。要介護が必要な親と無職独身や障がいのある50代の子どもの世帯（8050問題）など、課題がいくつもあるケースが増えてきており、これらは高齢者支援制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な問題のため広い視野での対応が必要となっています。

(3) 孤立死やひきこもりの増加

孤立死やひきこもりなど行政や地域でも把握できないケースが増加しています。本人の状況や立場にたち、身近な地域における支え合いがこれまで以上に求められています。

(4) 福祉の担い手不足

地域では、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどのさまざまな団体が地域福祉のために活動されています。その中で、担い手の後継者不足が懸念されています。

特に民生委員・児童委員については、活動の広がりや複雑多様化する問題への対応などにより活動は多忙を極め、担い手不足から委員の高齢化が進んでいます。若い担い手の確保を進めるとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりが必要です。

(5) 住民間つながりの希薄化

多くの人が、高齢期のひとり暮らし、健康や災害などに不安を感じながらも、地域のつながりが希薄化している状況が見られます。住民間の連帯意識を醸成し、地域力を高めていく必要があると考えられます。

2 様々な福祉の課題

(1) 権利擁護関連

①判断能力が不十分な方の金銭管理

少子高齢化や核家族化により、親族が身近にいない、もしくは疎遠になっている人々が増加しています。そのような支援をしてくれる人が身近にいないか、判断能力が不十分であるため福祉のサービスを十分に受けられていない、また、金銭管理ができずに生活に困窮する人の事例が多くみられます。

②高齢者・障がい者等の財産管理、身上監護

加齢・認知症・障がいなどによって自分で物事を決めたりする能力が減退し、悪徳商法の被害にあったり、あるいは介護が必要だが本人が介護契約を結べないなどといった問題が増えています。

また、財産管理ができないため親族等がそれを搾取するような虐待（経済的）行為の事例が増えてくると予測されます。

(2) 児童関連

①急速な少子化

少子高齢化社会の原因については様々な観点がありますが、大きな原因の一つとして出生率の低下が挙げられています。日本の合計特殊出生率は2018年において1.42とここ数年は減少しており、他国と比較して低い傾向にあります。

そこで国では、出生率低下に歯止めをかけるべく「子どもを産み、育てやすい社会」の創設を目指して「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度が制定されました。

武雄市でもこの法律に基づいた、少子化対策、子育て支援が進められています。

②子どもの貧困問題

生まれ育った環境により、教育の機会が得られない子ども達や、健やかな成長に必要な衣食住が確保されていない子ども達があります。生まれ育った環境により子どもの将来が閉ざされることはあってはなりません。

国は子どもの貧困対策の推進に関する法律を平成26年1月に施行、令和元年9月に法改正を加え、その対策を推進しています。

武雄市でも平成28年4月に「こどもの貧困対策課」の設置、平成29年3月に「武雄市子どもの未来応援計画」を策定し、対策を進めています。

(3) 高齢者関連

①2025年問題、2050年問題

今後ますます高齢化が進むとともに、生産年齢人口は減少していくことが予測される中、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にもなっています。特に今後は団塊の世代や団塊ジュニアが75歳以上に達する時期には介護需要等の急増が想定され、それぞれ2025年問題、2050年問題として、その対応が大きな課題となっています。

②認知症

要介護高齢者のほぼ半数に認知症の影響が認められると言われていています。また介護者の身体的・精神的ストレスも大きく介護者の負担が重くなっています。今後、高齢化の進展によって、認知症を発症する方は増加すると推測されており、介護予防を含め、認知症高齢者ケアは介護の中心的な課題であると言えます。

(4) 健康づくり関連

①健康づくり関連

生活機能の低下を引き起こす脳血管疾患及び心疾患、人工透析等の血管疾患が増加しており、発症を予防することが必要です。血管疾患の原因となる動脈硬化の変化に早期に気づくためには血液検査の結果を把握し、生活習慣の改善や治療につなげる必要があります。

がんによる死亡者数は、全体の死亡数の約3割を占めています。そのため、がん予防について、講演会等の開催など、がんについて理解するための取り組みや、がん検診体制づくりが必要です。

②運動機能維持のための健康づくり

健康寿命の延伸を実現するには、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要であり、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるために、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要があります。

このため、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や認知機能低下を予防しつつ、高齢者の就業等の社会参加の促進等を図ることが必要であります。

③こころの健康づくり

現代のストレス社会においては、うつ病が大きな問題になっています。武雄市の自殺による死亡率は、全国や県の数値と比較して高い率で推移してきました。自殺の原因の特定は困難ではありますが、特に働き盛りの男性の自殺は家族や職場にとって大きな損失となります。本人のみならず、家族や身近

な人の相談にも応じていく必要があります。

またアルコールの多量飲酒には、未成年の飲酒、胎児性アルコール症候群、飲酒運転、脳梗塞やがんなどの病気、認知症、精神疾患、併せてアルコールハラスメント、家庭内暴力、子どもや高齢者への虐待、犯罪など本人の健康だけでなくその家族への影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高くなっています。

(5) 障がい関連

①発達障がい児（者）への理解

自閉症スペクトラム、ADHD（注意欠如・多動性障害）、LD（学習障害）など発達障がいと診断される子どもが増えています。これらの障がいは脳の機能のかたよりからくるものであると考えられていますが、詳しくはまだわかっていません。したがって障がいそのものを治療することは不可能であり、早期療育によって症状を軽減し、二次障がいを予防することが重要になってきます。

発達障がいのある方の中には、診断を受けないまま高等学校や専修学校、大学等に在籍・卒業し、社会に出てから障がいを指摘され、相談する人もいないまま孤立していくケースも多くあります。教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、在学時から家族や学校の障がいへの理解をはじめ、福祉へつながるような支援を行っています。

②障がい者の就労

障がいのある人は、その障がいがあることを理由に就労ができない場合があります。そのため、経済的にも困窮し、何よりも就労意欲が減退し生きる喜び、気力さえも失ったりします。

障がいの特性を関係機関、民間企業等が理解をし、障がい者の就労機会を創出するよう努めています。

(6) 男女共同参画関連

①ドメスティックバイオレンス（DV）

配偶者等からの暴力による相談や婦人相談所による一時保護の件数は、年々増加し、その内容は多様化してきています。

DV防止法第6条で、DV被害者を発見したものは、その旨を通報するよう努めなければならないとされ、特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。被害者が安心して適切な相談が受けられるようにするため、被害者のさまざまな状況に応じた安全な相談体制の維持と強化、また、被害者への相談窓口の一層の周知が必要です。

DV や虐待は潜在化しやすい傾向にあるため、特に子どもや障がい者、高齢者、LGBTs（性的マイノリティの方）等については、相談事業や福祉サービス等を通じて被害者の早期発見に努めることも重要です。

また、被害者の早期発見や将来の被害者・加害者を作らないために、広く市民に対してもDVに関する正しい理解を深めるための啓発が必要です。

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。それと同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。これらの充実が人生の生きがいや喜びになるところで

しかしながら、市民の意識調査では、「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいという希望はあるものの、現実には「仕事」を優先せざるを得ない状況です。安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない等、仕事と子育て、介護との両立に悩み、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

改めて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の在り方を考えることが重要です。

（7）生活困窮関連

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。

生活保護制度は、これまでの生活困窮者支援の軸であり、この国の生活保障に果たしている役割にはきわめて大きなものがあるとともに、新しい生活支援体系においても依然として重要な制度であります。

こうした中で、自立を助長するというその理念を、新たな方法も取り入れながら再生していくことが求められています。生活保護が最後のセーフティネットとして受給者の生活を支える機能を着実に果たしつつ、なおかつ稼働年齢世代の受給者の自立を支援できる制度としていくべきです。

生活保護制度の自立助長機能を高めることと併せて、増大する生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが必要です。

3 安全安心な暮らしの課題

(1) 虐待

少子高齢化や子育ての孤立化などにより、高齢者・児童・障がい者への虐待が増加しています。虐待については、問題が複雑であったり、内在する場合が多く、早期対応にむけて、各関係機関の連携が必要です。

(2) 避難行動要支援者の支援

平成28年4月の熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年台風15号、19号など大規模災害が全国各地で頻発しています。

こうした災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法を基に要支援者の被害を最小限に止める取組が求められています。

武雄市においても令和元年8月の豪雨で甚大な被害を受け、多くの方が避難されました。緊急時に迅速な対応ができるよう地域コミュニティの強化が重要です。

(3) ユニバーサルデザイン

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています。

このようなことを理解し、すべての人が快適に暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境の整備を促進することが必要です。

(4) 再犯防止対策

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の一員として暮らしていきます。しかし、仕事や住居がないため、経済的に困窮したり社会的に孤立したりして、再び犯罪や非行にはしるという悪循環に陥っています。犯罪のない安全で安心して暮らせる社会を実現するための施策が求められています。

第3章 計画の基本理念・目標・体系

本計画は、第2章の課題等を踏まえ、基本理念、そして3つの基本目標をもとに具体的な施策を展開していきます。

1 基本理念

人と地域がつながり明るく安全・安心なまちづくり

2 基本目標

基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり

地域福祉の向上を図るには、地域での体制（ネットワーク）づくりが必要です。そのネットワークは地域住民のつながり、また、住民と関係機関との連携など多岐にわたります。この計画では、そのつながり、連携を推進していき、お互いが支えあうことにより、その地域に住むすべての人に居場所と出番のある拠点づくりを目指します。

- (1) 生活課題等の早期発見・早期対応
- (2) 住民や関係機関の“つながり”の仕組みの確立

基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり

住民一人ひとり、それぞれ取り巻く環境は違います。また、新たな課題もでてきており、それに合わせたサービスの提供が必要です。地域住民がそれぞれ必要とするサービスを、地域と行政が連携した中で提供できる仕組みづくりを推進していきます。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことのできる「生活の場」としての整備を進める必要があります。

災害に備えた自主防災組織の促進や、日頃から顔の見える関係づくり、要支援者を守る体制づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を推進していきます。

3 計画の体系

基本目標	施策名	具体的な事業
基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり	(1) ネットワークづくり	①地域福祉ネットワークづくり ②社会福祉協議会との連携強化
	(2) 福祉の担い手づくり	①民生委員・児童委員との連携強化、見直し ②ボランティア・CSO等との協働
	(3) 福祉の総合窓口の明確化	①福祉の総合窓口の創設
	(4) 地域で暮らせる拠点づくり	①地域の人の居場所と出番がある拠点づくりの推進 ②地域づくりにおける官民協働の促進 ③全庁的な体制整備及び補助事業の活用
基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり	(1) 権利擁護	①日常生活自立支援事業の活用 ②成年後見制度の充実・推進 ③中核機関の整備による権利擁護支援 ④消費生活センターの活用
	(2) 子ども・子育て支援	①教育・保育施設の充実 ②地域子育て支援拠点事業 ③子育て援助活動支援事業 ④一時預かり事業 ⑤延長保育事業 ⑥障がい児保育事業 ⑦病児保育事業 ⑧放課後児童健全育成事業 ⑨子どもの貧困対策事業
	(3) 高齢者支援の充実	①地域包括ケアシステムの構築 ②認知症対策事業 ③地域ケア会議の推進 ④共生型サービスの推進
	(4) 健康づくりの推進	①糖尿病対策事業 ②脳血管疾患や心疾患の予防事業 ③がん予防事業 ④運動機能の維持増進 ⑤こころの健康づくり事業
	(5) 障がい者への支援	①発達障がい関連の支援 ②障がい者就労支援の推進 ③共生型サービスの推進

	(6) 男女共同参画の推進	①ドメスティックバイオレンス(DV)の相談体制の充実 ②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
	(7) 生活困窮者の自立支援	①生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施 ②生活困窮者の包括的な相談窓口の設置 ③住宅確保給付金の支給
基本目標3 安全・安心 に暮らせる まちづくり	(1) 虐待防止対策	①高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止
	(2) 災害対策	①要支援者の災害等における安全確保 ②自主防災組織の育成強化
	(3) ユニバーサルデザインの推進	①ユニバーサルデザインの意識啓発 ②既存公共施設等のバリアフリー化の促進
	(4) 再犯防止対策	①医療や福祉の支援が必要な犯罪者等の社会復帰支援



第4章 具体的な施策



1 地域福祉を支えるネットワークづくり

【施策の方向性】

(1) ネットワークづくり

支援が必要な人に、家族、隣近所、学校など身近な人が早期に気づき、確実に支援につなげるネットワークを推進します。民生委員・児童委員、学校、事業者、地域活動団体、行政など、さまざまな主体が連携したネットワークで早期発見・早期対応を行い、継続的・重層的な支援を行います。

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられています。地域と行政との協働関係を築く上でのコーディネーターを担っていただいている市社会福祉協議会との更なる連携を強化していきます。

具体的な事業

①地域福祉ネットワークづくり

・関係機関等（民生委員・児童委員、学校など）による支援会議の開催

②社会福祉協議会との連携強化

・社会福祉協議会と関係機関との連携会議の実施

(2) 福祉の担い手づくり

民生委員・児童委員の活動がさらに充実するように、その役割を明確にしていきます。また、多様な地域の課題などに対応するように、自治会など多方面で地域とのつながりがある組織、また、特定の目的意識を持つボランティアグループ、CSO などによる新たな福祉の担い手づくりを推進していきます。

具体的な事業

①民生委員・児童委員との連携強化、見直し

・役割の明確化、負担の軽減。マニュアル作成。研修会の実施。

②ボランティア・CSO 等との協働

・ボランティアグループ等への支援

(3) 福祉の総合窓口の明確化

市の相談窓口は各部門に分かれており、問題が複数ある場合、市民のみなさんほどの窓口に行けばよいのか迷われることが多々あります。相談内容の多様化に対応し地域福祉を支援する市の総合窓口を創設します。

具体的な事業

- ① 福祉支援包括化推進事業
 - ・「福祉まるごと相談窓口」を設置

(4) 地域で暮らせる拠点づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしたいと願っています。地域の特性を活かしながら、利用者ができる範囲で役割を分担し、お互いに支えあい、誰もが活躍できる拠点整備の推進に努めます。

具体的な事業

- ①地域の人の居場所と出番がある拠点づくりの推進
 - ・地域住民が集う拠点の整備や既存施設の活用
- ②地域づくりにおける官民協働の促進
 - ・寄付や共同募金等の取組みの推進
- ③全庁的な体制整備及び補助事業の活用

指標	基準 (R1 年度)	目標 (R2～R6 年度)
関係機関との会議	各町 月1回	各町 月1回
地域福祉ネットワーク	0ヶ所	各町1ヶ所
福祉総合窓口設置	0ヶ所	1ヶ所



2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり

【施策の方向性】

(1) 権利擁護

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な場合、また、金銭管理が困難な場合に無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、手続きなどを援助します。さらに財産管理及び身上監護として成年後見制度の促進を図ります。

武雄市消費生活センターを中心に悪質商法の被害を未然に防ぐための出前講座の開催や、消費トラブルに関する相談対応、解決のための支援を行います。

また平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画のもと、権利擁護支援強化に向けた地域連携ネットワークを目的とした中核機関の設置に取り組みます。

具体的な事業

- ①日常生活自立支援事業の活用（市社会福祉協議会）
 - ・日常的な金銭管理を代行して行う安心サポートの活用など
- ②成年後見制度の充実・推進
 - ・制度の普及啓発
 - ・身寄りのない方の市長申し立ての実施
 - ・成年後見人等への報酬助成
 - ・法人後見の支援や市民後見人の育成
- ③中核機関の整備による権利擁護支援
 - ・広報及び相談機能の整備
 - ・成年後見制度の利用促進
- ④消費生活センターの活用
 - ・悪質商法等の被害防止のための出前講座の開催
 - ・消費トラブルに関する情報の提供や相談対応
 - ・専門機関の紹介等、必要に応じた支援

(2) 子ども・子育て支援

児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細やかな発育を支援するとともに、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てるよう支援します。

母親の就労率の上昇等により保育ニーズは高まることが見込まれます。提供体制の確保にあたっては、既存施設の定員の見直しなどにより、受け皿の拡大に努めます。

子育てに関して、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談できる体制づくりや、子育てサークルの育成と活動の支援を子育て総合支援センターを中心に促進します。

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互の連絡・調整を図る子育て援助活動支援事業を促進します。

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため乳幼児を保育所等に一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

子どもの突発的な病気に対応する保育の促進を図ります。

学校の放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

具体的な事業

- ①教育・保育施設の充実
- ②地域子育て支援拠点事業（子育て世代包括支援センター）
 - ・子育て相談の充実
 - ・サークルの育成、活動支援
- ③子育て援助活動支援事業
 - ・ファミリーサポートセンターの周知
- ④一時預かり事業
- ⑤延長保育事業
- ⑥障がい児保育事業
- ⑦病児保育事業
- ⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑨子どもの貧困対策事業

(3) 高齢者支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

認知症になっても本人の意思が尊重される新たなケアの流れを作る、「認知症ケアパス」に取り組みます。

また、地域包括支援センター等に「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い「認知症初期集中支援チーム」と連携し適切な支援を行います。

地域においては、認知症サポーターの養成を引き続き進めるとともに、その自主的な活動が認知症の人を支える地域づくりへと広がりを見せるよう支援していきます。

また、安心して地域で暮らせるよう関係機関との情報共有を図ります。

障がい者が65歳以上になっても使い慣れた事業所において引き続きサービスを利用できるよう高齢者や障がい者が共に利用できる共生型サービスを推進していきます。

具体的な事業

①地域包括ケアシステムの構築

- ・ 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立

②認知症対策事業

- ・ 認知症地域支援推進員の配置
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」との連携
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 認知症高齢者、障がい児者あんしん登録制度及び個人賠償責任保険事業の実施

③地域ケア会議の推進

④共生型サービスの推進

(4) 健康づくりの推進

「団塊の世代」の全てが75歳以上となる2025年に向け、日本再興戦略や健康・医療戦略等を踏まえ、『市民の健康寿命が延伸する社会』を構築し、市民が健やかに生活し、年を重ねることができる社会を目指して予防・健康管理等に係る具体的な取組を推進します。

脳血管疾患及び心疾患、人工透析等の血管疾患の原因となる糖尿病の発症を予防するため、各種健診の結果から対象者を明確にし、早期介入を図ります。

「がん予防推進員」と協力し、地域全体でがん検診の普及啓発を行います。こころの病気を予防、また、早期発見するために相談日を開設するとともに、心の健康について普及啓発を行います。

具体的な事業

- ①糖尿病対策事業
 - ・食事、運動指導
- ②脳血管疾患や心疾患の予防事業
 - ・脳ドックや早期受診の勧奨
- ③がん予防事業
 - ・がん検診受診勧奨
 - ・がん予防推進員との連携
- ④運動機能の維持増進
 - ・健康教室の開催
- ⑤こころの健康づくり事業
 - ・相談窓口の開設
 - ・アルコール依存症対策の普及啓発

(5) 障がい者への支援

発達障がいによって「生きづらさ」を感じている人が増えています。そこで、発達障がい児の家族や学校等からの相談に応じ、助言を行っていきます。

また、発達障がいは早期発見・早期療育が有効であり、発達の気になる子を早い段階で適切な療育につなげたり、子育ての不安の軽減を図るよう、支援体制を整えます。

障がいの特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態が求められています。通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

また、企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っているハローワークや障がい者就業・生活支援センターとの連携を図ります。

具体的な事業

- ①発達障がい関連の支援
 - ・発達障がい児専門相談窓口の設置
 - ・認定こども園、幼稚園、保育園、学校への巡回相談
 - ・研修会、出前講座等の実施
 - ・子育て交流サロンの開催
 - ・学校教育と福祉の連携体制の確立
- ②障がい者就労支援の推進
 - ・就労支援事業の実施
 - ・障がい者就労施設等からの物品等の調達推進
- ③共生型サービスの推進

(6) 男女共同参画の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であります。特に、SNS 等インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力は多様化・低年齢化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められます。

また、子ども、高齢者、障がい者、LGBTs（性的マイノリティの方）、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっています。

こうした状況を踏まえ、社会的認識の徹底等配偶者等からの暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

すべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育て介護などに対する支援体制を整備します。

具体的な事業

- ①ドメスティックバイオレンス（DV）の相談体制の充実
 - ・DV防止に関する啓発活動の実施
 - ・相談・カウンセリング対策等の充実
 - ・関係機関等の相談窓口の連携強化

・研修・人材確保の促進

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

・広報啓発活動、地域・団体等での出前講座の実施

（7）生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、家計、就労の支援やその他の自立に関する問題について相談対応を行います。また、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、それに対応した支援が計画的に行われるよう自立支援計画を策定します。

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に、一定の要件のもと、有期で住居確保給付金を支給します。

具体的な事業

- ①生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業
- ②生活困窮者の包括的な相談窓口の設置
- ③住居確保給付金の支給

指標	基準（R1 年度）	目標（R2～R6 年度）
福祉との連携学校数	0 校（H31.3.31 現在）	16 校
障がい者就労説明会	年 1 回	年 1 回
地域包括ケアシステム拠点整備数	1 ヶ所	9 ヶ所



3 安全・安心に暮らせるまちづくり

【施策の方向性】

(1) 虐待防止対策

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待に対して、防止に関する意識の高揚と普及啓発活動を推進します。また、地域住民、関係団体、行政が連携しながら、虐待の予防及び早期発見・早期解決のための体制づくりを推進します。

併せて、その家庭の問題にも着目し、虐待が繰り返すことのないよう支援を行います。

具体的な事業

①高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止

- ・ 防止に向けた啓発活動
- ・ 人材の育成及び確保
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 子ども家庭総合支援拠点事業

(2) 災害対策

災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者への必要な支援を行える体制づくりを進めます。起こりうるさまざまな自然災害や高齢化の進展等に留意し、自主防災組織等の関係機関と連携しながら、普段から避難行動要支援者の対象者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。これらは日常的な地域福祉活動と連動して取り組みます。

また、対象者の個人情報保護に配慮しながら、災害時の避難支援や安否確認のため、避難行動要支援者名簿の提供など情報の共有化を図り、日ごろから顔の見える関係づくりを進めます。さらなる避難行動支援のために、避難行動要支援者の個別計画の作成、防災訓練の実施などにより自主防災組織の強化・充実を図ります。

具体的な事業

①要支援者の災害等における安全確保

- ・ 避難行動要支援者名簿作成
- ・ 名簿情報の共有化
- ・ 要支援者の把握と地域の連携

②自主防災組織の育成強化

- ・避難プランの作成
- ・防災訓練の実施

(3) ユニバーサルデザインの推進

市民の誰もが、障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、幅広い市民参加による各種の啓発・広報活動及び児童生徒や社会人などを対象に様々な機会を活用した幅広い教育活動を推進します。

住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など個別の施設等だけではなく、公共交通機関を利用して目的地に行くまでの空間を一体としてとらえるなど、生活空間全体を面としてとらえて、連続したバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、より快適で生活しやすい環境を整備します。

具体的な事業

- ①ユニバーサルデザインの意識啓発
 - ・意識啓発事業の実施
- ②既存公共施設等のバリアフリー化の促進
 - ・パーキングパーミットの推進
 - ・歩道等のユニバーサルデザイン化

(4) 再犯防止対策

犯罪により刑事施設等に収容された人も社会へ戻り、社会の一員として暮らしていくには社会の中で適切な居場所や仕事が必要です。

高齢により医療や福祉の支援が必要な人の再犯や再非行を防ぐために、保護司や関係機関、団体が連携し、地域社会の中で円滑に社会復帰ができるように支援します。

具体的な事業

- ①医療や福祉の支援が必要な犯罪者等の社会復帰支援
 - ・関係機関等との連携

指標	基準 (R1 年度)	目標 (R2～R6 年度)
子ども家庭総合支援拠点設置	0ヶ所	1ヶ所
要支援者訪問調査実施率	0%	100%
避難行動要支援者名簿提供同意者率	55.4%	80%

第5章 各福祉分野の重点事項

各福祉分野の重点事項

本計画の策定に当たっては、各福祉分野のうち特に以下の項目について重点的に取り組めます。

子育て・家庭支援

教育・保育サービスの充実

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、保護者の保育ニーズは多様化しています。

延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など内容の充実に努め、さらに利用しやすい環境づくりに努めます。

介護・高齢者福祉

地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で適切なサービスを提供できる体制の構築を目指します。

障がい者福祉

障がい者の自立と社会参加の支援

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあって共生する社会を目指します。

第6章 計画の推進方法

1 計画の普及・啓発

本計画について、市ホームページや計画書配布等において広報を行い、計画内容の周知を図ります。また、市の出前講座などを通し、本計画の内容を住民のみなさまへご理解していただくよう活用していきます。

2 計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、定期的に「武雄市地域福祉計画庁内幹事会」を開催します。そのなかで、本計画及び個別計画の進行管理については、現況調査を実施し、PDCA サイクル（PLAN 計画、DO 実行、CHECK 評価、ACT 改善）に基づき計画の進捗及び改善点を把握します。



武雄市地域福祉計画

編集・発行 令和2年4月
武雄市 福祉部 福祉課

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電 話 0 9 5 4 - 2 3 - 9 2 3 5

F A X 0 9 5 4 - 2 0 - 1 3 5 5

メー ル fukushi@city.takeo.lg.jp